

## 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を条例で定めるための基準及び手続等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）等を条例で定めるために必要な基準及び手続並びに当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の適正な運営組織及び事業活動の実施を確保するための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「指定特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動法人のうち、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、その名称及び主たる事務所の所在地を条例で定められている特定非営利活動法人をいう。

### (指定の申出)

第3条 地方税法第314条の7第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
  - (2) 設立の年月日
  - (3) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
  - (4) 前各号に掲げるもののほかその他参考となるべき事項
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類（当該特定非営利活動法人が藤沢市所管法人（法第9条の所轄庁が神奈川県知事であって、藤沢市のみならず事務所を有する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第1号及び第2号に掲げる書類）を添付するものとする。
- (1) 第5条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
  - (2) 寄附金充当予定事業一覧（第2号様式）
  - (3) 直近の事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち10人以上の者の名簿（前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面をいう。）をいう。以下同じ。）

- (4) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）
  - (5) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）
  - (6) 事業計画書（当該指定の申出により指定される予定期間5年分の事業計画をいう。以下同じ。）
- （公表及び縦覧）

第4条 市長は、第3条第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、第3条第1項並びに第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを、当該申出書を受理した日から30日間、公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 提出の年月日
- (2) 申出に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

2 前項の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。

（指定のために必要な手続を行う基準等）

第5条 市長は、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) 市内で活動する特定非営利活動法人であること。
- (2) 神奈川県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人であること。
- (3) 法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人」という。）でないこと。
- (4) その特定非営利活動に係る事業活動の公益性に関し、次に掲げる基準に該当すること。

ア 市内において不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われているものとして、次の全てに該当していること。

- (ア) 利益を受ける市民が存在すること。
- (イ) 受益の機会が一般に開かれていること。
- (ウ) 会員に限定した活動など、共益的な活動の割合が50パーセント未満であること。

イ その事業活動の内容について、次のいずれかに該当していること。

- (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものとして、別表に定める基準に適合していること。

(イ) 当該特定非営利活動法人が、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の他の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること。

- (5) その運営組織及び経理に関し、法第45条第1項第3号の規定に適合していること。
- (6) その事業活動に関し、法第45条第1項第4号イ及びロの規定に適合していること。
- (7) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものをその事務所において閲覧させること。

ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等

イ 第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書類、第11条第1項及び第12条第2項各号に掲げる書類並びに同条第4項の書類

- (8) 各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。
- (9) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- (10) 第3条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
- (11) 実績判定期間（指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）において、第1号から第9号までに掲げる基準（第3号及び第4号イ（イ）に掲げる基準（第3条第2項第1号に掲げる書類として第4号イ（イ）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあっては、第3号、第4号ア及びイ（ア）に掲げる基準）並びに当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第7号に掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて藤沢市市民活動推進条例（平成13年9月藤沢市条例第8号）第11条第1項に規定する藤沢市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（欠格事由）

第6条 第5条第1項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。

- (1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 指定特定非営利活動法人が第20条第1項各号（第3号から第5号まで、第7号及

び第8号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号(第2号(第5条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。)を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

イ 認定特定非営利活動法人が法第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人(以下「特例認定特定非営利活動法人」という。)が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくは藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第8号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第8号において同じ。)

(2) 第20条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

(3) 法第67条第1項又は第2項の規定により、法第44条第1項の認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

(4) 法第67条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、法第58条第1項の特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

(5) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

- (6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
- (7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
- (8) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 暴力団
  - イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの  
(指定の通知等)

第7条 市長は、指定があったときはその旨を、第5条第1項の規定による指定のための必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

2 市長は、指定があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 指定の効力を生じた年月日
- (5) 当該指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要  
(名称等の使用制限)

第8条 指定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(指定の更新の申出)

第9条 指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（この条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日）から起算して5年を経過した日（以下「指定期間満了日」という。）以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、指定期間満了日の7月前から5月前までの期間（以下「更新申出期間」という。）内に、市長に指定の更新の申出をするものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。

2 前項の指定の更新の申出をしようとする指定特定非営利活動法人は、第3条第1項各号に掲げる事項を記載した指定特定非営利活動法人指定更新申出書（第3号様式）に同条第2項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、これらの書類にあっては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

3 第5条（第1項第9号に係る部分を除く。）から第7条までの規定は、第1項の指定の更新の申出について準用する。この場合において、第5条第1項第11号中「から第9号までに掲げる基準（第3号及び第4号イ（イ）に掲げる基準（第3条第2項第1号に掲げる書類として第4号イ（イ）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあっては、第3号、第4号ア及びイ（イ）に掲げる基準）並びに当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第7号に掲げる基準を除く。）」とあるのは、「から第4号に掲げる基準」と読み替えるものとする。

（役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧）

第10条 指定特定非営利活動法人は、役員名簿若しくは定款又は第7条第2項第2号に掲げる事項に変更（次条第1項に規定する事項に係る変更を除く。）があったときは、遅滞なく、指定特定非営利活動法人変更届出書（第4号様式）に市長が定める必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の届出に係る指定特定非営利活動法人が藤沢市所管法人であるときは、当該届出が定款の変更によるものにあつては特定非営利活動促進法第25条第3項の認証の申請（市長の認証を受けている場合に限り。）又は同条第6項の届出をもって、前項の届出に代えることができる。

3 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において同項の書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載を除くことができる。

（事業の概要等に関する変更の届出等）

第11条 指定特定非営利活動法人は、第3条第1項第3号又は第7条第2項第1号若しくは第3号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、指定特定非営利活動法人変更届出書（第4号様式）に市長が定める必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出（第3条第1項第3号に掲げる事項の変更による場合に限り。）があつた場合において、必要があると認めるときは、委員会に意見を聴いた上で、当該指定特定非営利活動法人が第5条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認するものとする。

3 第1項の規定による届出（次項の規定により第1項の規定による届出に代えて行う申請又は届出を含む。第5項及び第14条において同じ。）が第7条第2項第1号又は第3号に掲げる事項の変更によるものであるときは、市長は、当該届出に係る事項の変更のために必要な手続を行うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の届出に係る指定特定非営利活動法人が藤沢市所管

法人であるときは、当該届出が、第7条第2項第1号に掲げる事項の変更によるものにあつては特定非営利活動促進法第25条第3項の認証の申請（市の認証を受けている場合に限る。）をもって、第7条第2項第3号に掲げる事項の変更にあつては特定非営利活動促進法第25条第6項の届出をもって、第1項の届出に代えることができる。

- 5 市長は、第1項の規定による届出があつたとき又は第2項の規定により委員会の意見を聴いたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨又はその結果を公表するものとする。

（申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第12条 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書類を、指定の効力を生じた日から起算して5年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる書類を作成し、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これらをその事務所に備え置かなければならない。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の事項を記載した書類

- 3 指定特定非営利活動法人は、前条第1項の規定による届出に係る書類を、その作成の日から起算して5年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 4 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 5 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類又は第2項各号に掲げる書類若しくは前2項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させなければならない。

- 6 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において同項の書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載を除くことができる。

- 7 指定特定非営利活動法人は、第2項各号に掲げる書類のうち、次に掲げるものについて、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表するものとする。

(1) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(2) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに掲げる事項を除く。）

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

（役員報酬規程等の提出）

第13条 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、毎事業年度初めの3月以内に、事

業報告書等及び指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。ただし、前条第2項第1号に掲げる書類にあっては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による事業報告書等の提出に係る指定特定非営利活動法人が藤沢市所管法人であるときは、特定非営利活動促進法第29条の規定による提出をもって、前項の規定による事業報告書等の提出に代えることができる。

3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、前条第4項に基づいた指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（役員報酬規程等の公開）

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類、事業報告書等、第12条第2項各号に掲げる書類若しくは同条第3項若しくは第4項の書類（過去5年間に提出を受けたものに限る。）又は役員名簿若しくは定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、これらの書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（法人及び事業の概要報告書の提出等）

第15条 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、毎事業年度初めの3月以内に、法人及び事業の概要報告書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出を受けた概要報告書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（指定特定非営利活動法人の合併）

第16条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、法第34条第3項の認証の申請をした日から1月以内に、指定特定非営利活動法人合併申請届出書（第8号様式）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第5条第1項各号（第10号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を公表するものとする。

4 第3条第2項、第5条（第1項第10号に係る部分を除く。）、第6条及び第12条第1項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（報告及び検査）

第17条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入

り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第4項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 4 前項の場合において、市長は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す身分証明証（第9号様式）を携帯し、関係人にこれを提示するものとする。
- 7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告及び命令等）

第18条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第20条第2項各号（第2号（第5条第1項第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 3 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による勧告又は第2項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を公表するものとする。

（その他の事業の停止）

第19条 市長は、法第5条第1項に規定するその他の事業（以下この項において「その他の事業」という。）を行う指定特定非営利活動法人につき、同条第1項の規定に違反し

てその他の事業から生じた利益が当該指定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第20条 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

- (1) 第6条各号(第2号及び第3号を除く。)(第9条第3項及び第16条第4項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
- (3) 更新申出期間内に、第9条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。
- (4) 第9条第1項の指定の更新の申出をした場合であって、当該指定特定非営利活動法人が同条第3項において準用する第5条第1項各号(第4号イ(イ)及び第10号を除く。)に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。
- (5) 第16条第1項の規定による届出があった場合であって、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が同条第4項において準用する第5条第1項各号(第10号を除く。)に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。
- (6) 正当な理由がないにもかかわらず、第18条第2項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (7) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
- (8) 指定特定非営利活動法人が解散したとき(合併により解散したときを除く。)

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

- (1) 法第29条又は第13条若しくは第15条の第1項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- (2) 第5条第1項第1号から第6号まで又は第9号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第10条第1項、第11条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 正当な理由がないにもかかわらず、第10条第2項又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
- (5) 第12条第1項(第16条第4項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- (6) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(7)前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 市長は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知するものとする。

4 第7条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第7条第2項中「その旨及び」とあるのは「その旨及びその理由並びに」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第5号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

5 第5条第2項（指定特定非営利活動法人が同条第1項第4号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）の規定は、第2項の指定の取消しについて準用する。この場合において、第5条第2項中「前項の規定により指定」とあるのは、「指定特定非営利活動法人が第20条第2項第2号（第5条第1項第4号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）に該当し、指定の取消し」と読み替えるものとする。

（協力依頼）

第21条 市長は、この要綱の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（委員会への意見聴取）

第22条 市長は、指定のために必要な基準、手続等を定める必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

（補則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

2 改正後の第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた申請に係る縦覧について適用し、施行日前になされた申出に係る縦覧については、なお従前の例による。

3 第13条第1項に規定する指定特定非営利活動法人役員報酬等報告書（第5号様式）は、施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、押印を不要とするほかは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

別表（第5条第1項第4号イ関係）

基準	確認を求める書類等
年間3000円以上の寄附者が50人以上いること	寄附者名簿等
年間1000円以上の寄附者が100人以上いること	
地域の住民（市内在住・在学・在勤）からの署名が100件以上あること	署名簿等
年間10日以上従事するボランティアが30人以上いること	ボランティアの実績を説明する資料
市内の自治会・町内会からの推薦を受けていること	自治会・町内会の総会議事録等
地方税法第37条の2第1項第4号又は同法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の他の市町村の当該寄附金を定める条例で定められていること	条例で定められていることを示す当該自治体からの通知等

第1号様式（第3条関係）

指定特定非営利活動法人指定申出書

年 月 日  藤沢市長	主たる事務所の 所在地	〒  電 話 (     )     - FAX (     )     -
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	設立年月日	年 月 日
	過去の指定の有無 及びその年月日	有 ・ 無            年 月 日
	事業年度	月 日 から 月 日 まで
<p>地方税法第314条の7第1項第4号の規定により、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、地方税法第314条の7第3項の規定により申し出ます。</p>		
<p>現に行っている事業の内容</p>		
<p>その他の参考事項</p>		

第2号様式（第3条関係）

寄附金充当予定事業一覧

法人の名称	
-------	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	

第3号様式（第9条関係）

指定特定非営利活動法人指定更新申出書

年 月 日  藤沢市長	主たる事務所の 所在地	〒  電 話 (     )     - F A X (     )     -
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	設立年月日	年 月 日
	寄附金が控除対象 となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	更新申出期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業年度	月 日 から 月 日 まで	
<p>地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定特定非営利活動法人としての指定の更新を受けたいので、申し出ます。</p>		
<p>現に行っている事業の内容</p>		
<p>その他の参考事項</p>		

第4号様式（第10条、第11条関係）

指定特定非営利活動法人変更届出書

年 月 日  藤沢市長	主たる事務所の 所在地	〒  電 話 (     )     - F A X (     )     -
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	設立年月日	年 月 日
	寄附金が控除対象 となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

次の事項について変更したので、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を条例で定めるための基準及び手続等に関する要綱（第10条第1項・第11条第1項）の規定により、届け出ます。

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

第5号様式（第13条関係）

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書

年 月 日  藤沢市長	主たる事務所の 所在地	〒  電 話 (     )     - F A X (     )     -
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	寄附金が控除対象 となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	事業年度	月 日 から 月 日 まで

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を条例で定めるための基準及び手続等に関する要綱第13条第1項の規定により、届け出ます。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引
ウ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの (ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（（イ）に掲げる事項を除く。） (イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額
オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
(3) 要綱第5条第1項第5号から第7号まで及び第9号に掲げる基準に適合している旨並びに第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類
(4) 事業報告書等

備考 1 (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に提出されている書類の内容に変更がない場合は、添付は不要です。

2 指定特定非営利活動法人が藤沢市所管法人である場合は、特定非営利活動促進法第29条の規定による提出をもって、(4) 事業報告書等の添付に代えることができます。

第6号様式（第13条関係）

指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書

年 月 日  藤沢市長	主たる事務所の 所 在 地	〒  電 話 (     )     - F A X (     )     -
	(フリガナ)	
	法 人 の 名 称	
	(フリガナ)	
	代 表 者 の 氏 名	
	指定の効力を生じた 年月日	年   月   日
	寄附金が控除対象 となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
<p>助成金の支給を行ったので、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を条例で定めるための基準及び手続等に関する要綱第13条第3項の規定により、同要綱第12条第4項の書類を提出します。</p>		

第7号様式（第15条関係）

法人及び事業の概要報告書

年 月 日  藤沢市長	主たる事務所の 所在地	〒  電話（ ） ー FAX（ ） ー
	（フリガナ）	
	法人の名称	
	（フリガナ）	
	代表者の氏名	
<p>地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を条例で定めるための基準及び手続等に関する要綱第15条第1項の規定により、次のとおり報告します。</p>		

1 法人の概要

設立年月日		
変更登記年月日（直近のもの）		
定款に記載された目的		
活動分野		
会員数（社員総数）	人	
事務局体制	有給常勤	人
	有給非常勤	人
	無給常勤	人
	無給非常勤	人
電話		
FAX		
メールアドレス		
ホームページ		

## 2 事業の概要

事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで
------	-------------------

### 収入

内 訳	金 額
入会金・会費収入	円
事業収入	円
寄附金収入	円
助成金収入	円
その他	円
当期収入合計	円

### 支出（特定非営利活動に係る事業会計（事業費の大きいもの上位3つまで記載））

	定款上の事業名	分野	事業の概要	金 額
1				円
2				円
3				円
管 理 費				円

### 支出（その他の事業会計）

その他の事業	事業の概要	金 額
事 業 費		円
管 理 費		円

第8号様式（第16条関係）

指定特定非営利活動法人合併申請届出書

年 月 日  藤沢市長	主たる事務所の 所在地	〒  電 話 (     )     - F A X (     )     -	
	(フリガナ)		
	法人の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	指定の効力を 生じた年月日	年 月 日	
	寄附金が控除対象 となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
事業年度	月 日 から 月 日 まで		
<p>年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をしましたので、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を条例で定めるための基準及び手続等に関する要綱第16条第1項の規定により届け出ます。</p>			
法人の名称	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の内容	
合併後存続する法人名又は設立する法人名 (代表者名)			
合併によって消滅する法人名 (代表者名)			
合併によって消滅する法人名 (代表者名)			
記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。			
その他の参考事項			
特定非営利活動促進法 第34条第3項の認証 の申請年月日	年 月 日		

第9号様式（第17条関係）

（表）

第 号
身分証明書
職
氏名
上記の者は、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を条例で定めるための基準及び手続等に関する要綱第 17 条第 1 項の規定により、指定特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等の検査を行う者であることを証明します。
年 月 日
藤沢市長

（裏）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を 条例で定めるための基準及び手続等に関する要綱（抜粋） （報告及び検査）
第17条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第4項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、市長が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
4 前項の場合において、市長は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す身分証明書（第9号様式）を携帯し、関係人にこれを提示するものとする。
7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。